

会津美里町空家等除却推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、居住環境の整備改善を図るため、不良度の高い空家等の除却を行う者に対し予算の範囲内において補助金を交付することに関し、住宅地区改良事業等対象要綱（平成17年8月1日国住整第38-2号）及び会津美里町補助金等の交付等に関する規則（平成17年会津美里町規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定空家等 特定空家等の対象については、各号のいずれかに該当するものとする。
 - ア 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等（ただし、自主的対応が可能な者に対する空家法第22条第3項に規定する命令に係る部分を除く。）で町長が認定したもの
 - イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条の規定に適合しない無接道敷地又はおおむね75平方メートル未満の狭小敷地その他単独での活用が困難である敷地に立地する空家等で、当該空家等の隣接地の所有者等が取得したものであって、以下に該当するもの
 - (ア) 隣接地と当該空家等の敷地内の統合後の敷地を、自らの居住等の用に供し適切に10年以上管理するもの又は空家等対策計画その他地域まちづくりに関する計画等に位置づけられた取組に活用するもの
 - (イ) 除却に要する費用（除却のために必要となる調査設計計画費等を含む。）が公的な方法により算定した売買想定価格を上回るもの
- (2) 不良住宅 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅（災害により著しく損壊し建築物でなくなった住宅を含む。）。ただし、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるものであり、別表第1の「空家等に係る判定票」（外観目視により判定できる項目）において、町職員数名と有資格者等で行う判定で合計平均100点以上であるもの。ただし、平均点数に対して30パーセント以上の差異があるものについては、当該判定票を除外し、残りの判定票の合計平均点数で判定する。
- (3) 空家住宅等 空家法第2条第1項に規定する空家等であって、次の各号のいずれかに該当するもの
 - ア 除却後の跡地が、地域活性化のために地元行政区等へ10年以上無償貸与されるものかつ同期間以内に譲渡又は譲与されないもの
 - イ 全部若しくは一部が豪雪により被害が生じた又は見込まれるもの
- (4) 所有者 補助対象空家の登記事項証明書に所有権を有する者として登録されている者。ただし、補助対象空家が未登記の場合は、固定資産課税台帳に所有者として記録されている者
- (5) 除却事業者等 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により一般建設業の許可を受けた事業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年

法律第104号) 第21条第1項の規定により登録を受けた解体工事業者をいう。

(補助対象空家等)

第3条 補助金の交付の対象となる空家等(以下「補助対象空家」という。)は、特定空家等、不良住宅及び空家住宅等のうち、各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に存する1年以上使用されていない空家であること。ただし、空家が共同住宅の場合は、全戸が1年以上使用されていないものであること。
- (2) 空家の床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたものであること。
- (3) 所有者又は相続人等が、同一敷地内又は隣接するとみなされる敷地に居住の実態がないこと。
- (4) 主たる構造が木造又は鉄骨造であること。
- (5) この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする目的で故意に破損させたものでないこと。
- (6) 個人が所有する空家であること。
- (7) 抵当権その他の所有権以外の権利が設定されていない空家であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、補助事業を行う者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 所有者
 - (2) 所有者の相続人
 - (3) その他町長が補助対象と認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。
- (1) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付決定を受けている者
 - (2) 補助対象空家が複数人の共有である場合又は所有者の相続人が複数人である場合において、次のア又はイに該当する者
 - ア 当該補助対象空家の除却について、所有者全員又は相続人全員の同意を得ていない者。ただし、やむを得ない事情により所有者全員又は相続人全員の同意を得ることができない場合は、この限りではない。
 - イ 既に他の共有者又は相続人による補助金の交付決定を受けている者
 - (3) 補助対象空家の所有者と補助対象空家が所在する土地の所有者が異なる場合において、当該土地所有者から除却の同意を得ていない者
 - (4) 本町の町税に滞納がある者
 - (5) 会津美里町暴力団排除条例(平成24年会津美里町条例第11号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当する者

(補助対象工事に係る事業者等)

第5条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、補助対象者が町内に事務所を有する除却事業者等に発注する工事であって、除却で発生する産業廃棄物等を適切に処分する工事とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。
- (1) 他の補助金の交付を受けようとする工事
 - (2) 同一敷地内に存する全ての家屋を除却しない工事
 - (3) 空家の建替えを目的とした工事

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる除却に要する費用とし、登記事項証明書又は固定資産の登録証明書に記載された床面積1平方メートルにつき木造住宅で3万1,000円、非木造住宅で4万4,000円を限度とする。

- (1) 空家の解体に要する工事費
- (2) 空家の解体により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費
- (3) 周囲への安全を確保する上で、空家の解体及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に要する経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、家財道具、車両、門、塀、立木等の除却に要する費用を除いた空家の解体に要する諸経費
(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、補助対象工事に要する事業費（以下、「補助対象事業費」という。）の2分の1以内とし、補助の限度額は別表第2に定めるところによる。

2 前項の規定により算出した補助金額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事前調査)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を申請する前に、空家等除却推進事業補助金事前調査申込書（様式第1号）に位置図及び外観写真を添付し、当該空家が補助対象空家に該当するか否かの調査を町長に申し込むものとする。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは調査を行い、その調査の結果を空家等除却推進事業補助金事前調査結果通知書（様式第2号）により前項に規定する申込者に通知するものとする。

(交付の申請)

第9条 前条第1項に規定する申込者（以下この条において「申込者」という。）は、当該空家が補助対象空家に該当したときは、同条第2項の通知があった日から30日以内に空家等除却推進事業補助金交付申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第4号）
- (2) 確約書（様式第5号）（所有者又は相続人が複数人いる場合に限る。）
- (3) 事業計画書（様式第6号）
- (4) 地元行政区等との除却後の跡地利用に関する協議書の写し（様式第7号）（第2条第1項第3号に係る申請の場合に限る。）
- (5) 除却後の土地に関する同意書（様式第8号）（土地所有者が補助対象者と異なる場合に限る。）
- (6) 工事見積書の写し（内訳明細の付いたもの）
- (7) 土地及び家屋の登記事項証明書 ただし、直近3か月以内のもの（未登記の場合は、固定資産の名寄帳）
- (8) 納税証明書 ただし、直近3か月以内のもの（課税なしの場合は証明願でも可）
- (9) 第4条第2項に該当する場合は、相続人であることを証明できる書類（所有者及び相続人の戸籍謄本又は除籍謄本等）
- (10) その他必要と認める書類

2 申込者は、前項の規定による期間を正当な理由がなく経過したときは、補助金の交付の申請を行うことができない。

(交付決定)

第10条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し補助金を交付すべきと認めるときは、規則第7条に関わらず空家等除却推進事業補助金交付決定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第11条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の100分の20以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の額に変更を伴わない変更

(交付の条件)

第12条 規則第6条第1項第5号に規定するその他別に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象工事が完了した後の敷地を、周辺に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。
- (2) 補助対象工事に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類等を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存すること。

(実績報告)

第13条 補助対象者は、補助対象工事が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は補助対象工事の完了の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、空家等除却推進事業実績報告書（様式第10号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る工事請負契約書等の写し
- (2) 補助対象工事に係る工事写真（施工前、工事施工状況及び施工完了後の撮影年月日が記載されているもの）
- (3) 補助対象工事に係る請求書及び領収書の写し（内訳明細が付いたもの）
- (4) 産業廃棄物等の処分状況が確認できる書類

(額の確定)

第14条 町長は、前条の規定による実績の報告を受けたときは、これを審査し、工事の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助対象者に通知するものとする。ただし、補助金の交付決定額が確定額と同額の場合は、補助事業者に対する確定通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第15条 補助対象者は、前条に規定する通知を受けたとき、又は確定額が交付決定額と同額の場合は、規則第16条の規定により町長に補助金の交付を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該補助対象者に対して請求のあった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けた場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合

(3) この要綱の規定に違反した場合

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、補助事業者に対し、空家等除却推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取消した場合において、その取消しに係る補助金を既に交付されている場合は、補助事業者に対し、空家等除却推進事業補助金返還命令書（様式第12号）により期限を定めて補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和5年3月28日告示第45号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第77号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の会津美里町空家等除却推進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。ただし、改正前の第2条第2号の規定は、適用しないものとする。
- 3 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱の改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

別表第1 (第2条関係)

空家等に係る判定票(外観目視により判定できる項目)

会津美里町	年 月 日
-------	-------

評価区分	評価項目	評価内容	点数	評点	最高評点
1	構造一般の程度	①基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
			ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		②外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2	構造の腐朽又は破損の程度	③基礎、土台、柱又ははり	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	175
			ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		④外壁	イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
			ロ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの、又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
		⑤屋根	イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
			ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等は腐朽したもの、又は軒のたれ下がったもの。	25	
			ハ 屋根が著しく変形したもの	50	
3	防火上又は避難上の構造の程度	⑥外壁	イ 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
			ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
		⑦屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
4	排水設備	⑧雨水	雨どいがないもの	10	10

備考 一の評価項目につき該当評点内容が2又は3ある場合においては、当該評価項目についての評点は、該当評価内容に応ずる各評点のうち最も高評点とする。

合計 点

別表第2 (第7条関係)

区分	補助限度額
第2条第1号	1,000,000円
第2条第2号	1,000,000円
第2条第3号	500,000円

様式第1号(第8条関係)
様式第1号(第8条関係)

年 月 日

会津美里町長

申込者 住 所

氏 名

電話番号

会津美里町空家等除却推進事業補助金事前調査申込書

会津美里町空家等除却推進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申し込みます。
なお、事前調査に当たり会津美里町が当該空家に立ち入ることについて承諾します。

1 空家の所在地	会津美里町
2 添付書類	(1) 空家の位置図(付近見取図) (2) 空家の外観写真(複数の方向から撮影されたもの)

様式第2号 (第8条関係)

様式第2号(第8条関係)

申込者 住所

氏名 様

会津美里町空家等除却推進事業補助金事前調査結果通知書

年 月 日付けで提出された会津美里町空家等除却推進事業補助金事前調査申込書に対し、下記のとおり補助対象空家に(該当する・該当しない)と判定しましたので、会津美里町空家等除却推進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

年 月 日

会津美里町長



1 空家の所在地	会津美里町
2 補助対象空家	<input type="checkbox"/> 特定空家等 <input type="checkbox"/> 不良住宅 <input type="checkbox"/> 空家住宅等
3 該当する場合の補助金の申請 手続	この通知があった日から30日以内に補助金の交付申請を行ってください。 正当な理由がなくこの期間を経過したときは、補助金の交付申請ができません。
4 該当しない場合はその理由	

様式第3号 (第9条関係)

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

会津美里町長

住 所
補助対象者 氏 名
電話番号

会津美里町空家等除却推進事業補助金交付申請書

年度において、会津美里町空家等除却推進事業補助金の交付を受けたいので、会津美里町空家等除却推進事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

空家等所在地	会津美里町
空家等所有者	住 所 氏 名
他の権利設定	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有()
申請者区分	<input type="checkbox"/> 補助対象空家等の所有者 <input type="checkbox"/> 補助対象空家等の所有者の相続人 <input type="checkbox"/> その他町長が補助対象と認める者
補助空家等	<input type="checkbox"/> 特定空家等 <input type="checkbox"/> 不良住宅 <input type="checkbox"/> 空家住宅等
補助対象事業費	円
補助金交付申請額	円
収支予算書	別紙1

添付書類

- (1) 誓約書(様式第4号)
- (2) 確約書(様式第5号)(所有者又は相続人が複数人いる場合に限る。)
- (3) 事業計画書(様式第6号)
- (4) 補助対象空家等が空家住宅等の方は、地元行政区等との除却後の跡地利用に関する協議書の写し(様式第7号)
- (5) 除却後の土地に関する同意書(様式第8号)(土地所有者が補助対象者と異なる場合に限る。)
- (6) 工事見積書の写し(内訳明細の付いたもの)
- (7) 土地及び家屋の登記事項証明書 ただし、直近3か月以内のもの(未登記の場合は、固定資産の名寄帳)
- (8) 納税証明書 ただし、直近3か月以内のもの(課税なしの場合は証明書でも可)
- (9) 第4条第2項に該当する場合は、相続人であることを証明できる書類(所有者及び相続人の戸籍謄本又は除籍謄本等)
- (10) その他必要と認める書類

別紙 1

収支予算書

1. 収入

単位：円

項目	前年度予算額	本年度予算額	増減	摘 要
補助金				
自己資金				
合 計				

2. 支出

単位：円

項目	前年度予算額		本年度予算額		増減	摘 要
		うち町補助 対象事業費		うち町補助 対象事業費		
解体処分						
合 計						

様式第4号(第9条関係)

様式第4号(第9条関係)

誓約書

年 月 日

会津美里町長

住 所

補助対象者 氏 名

電話番号

私は、会津美里町空家等除却推進事業補助金の交付を申請するにあたり、下記事項について誓約します。

記

- 1 私は、補助対象空家等の除却に関し、敷地の所有者及びその他の権利者等の関係者、並びに第三者との間に紛争等が生じた場合、自らの責任を持って解決し、町に対して一切の損害を与えません。
- 2 私は、補助対象空家等の除却工事に関係する各種法令等を遵守します。
- 3 私は、除却完了後の跡地について、周辺に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めます。
- 4 会津美里町暴力団排除条例に規定される暴力団員又は暴力団員等に該当する者ではありません。
- 5 以上の誓約に反した場合、補助金の交付決定の取消し、及び補助金を返還することに同意します。

以 上

様式第5号（第9条関係）

様式第5号（第9条関係）その1

（所有権が共有されている場合）

年 月 日

会津美里町長

申請者 住 所

氏 名

実印

確 約 書

会津美里町空家等除却推進事業補助金の交付申請に当たり、下記建築物の共有所有者から同意を得て、私が代表者となり、今回の補助金の交付申請及びそれに伴う補助金の受領等一切について手続きを行います。万が一、他の共有所有者から異議があった場合又は紛争等が生じた場合は、私が責任を持って解決し、町に対して一切の損害を与えないことを確約します。

記

補助金対象事業の対象建築物

除却しようとする建築物の所在地

会津美里町 _____

除却しようとする建築物の共有所有者

《共有所有者1》

住 所

氏 名 _____

《共有所有者2》

住 所 _____

氏 名 _____

※共有所有者が2名以上いる場合は、裏面に記載してください。

※押印した実印の印鑑登録証明書を添付してください。

様式第5号（第9条関係）その2

（相続人が複数いる場合）

年 月 日

会津美里町長

申請者 住 所

氏 名

実印

確 約 書

会津美里町空家等除却推進事業補助金の交付申請に当たり、下記建築物の所有者は既に死亡しているため、他の法定相続人から同意を得て、私が代表者となり、今回の補助金の交付申請及びそれに伴う補助金の受領等一切について手続きを行います。万が一、他の法定相続人から異議があった場合又は紛争等が生じた場合は、私が責任を持って解決し、町に対して一切の損害を与えないことを確約します。

記

補助金対象事業の実施場所

除却しようとする建築物の所在地

会津美里町 _____

※押印した実印の印鑑登録証明書を添付してください。

様式第6号 (第9条関係)

様式第6号(第9条関係)

事業計画書

<p>1 空家の概要</p>	<p>所在地 会津美里町 建築年 年・建築年不明 延床面積 m² 用途 専用住宅 併用住宅 (居住部分面積 m²) 構造・階数 木造 鉄骨造 / 階</p>
<p>2 補助対象工事の施工者</p>	<p>住所： 事業者名： 代表者名： 建設業許可番号： 担当者名： 電話番号：</p>
<p>3 補助対象経費及び補助金交付申請額の算出根拠</p>	<p>①空家の除却工事費(解体・運搬・処分) 工事見積額 円・・・A</p> <p>②補助対象経費の限度額 (木造 31,000 円、非木造 44,000 円)/m² × m² = 円・・・B</p> <p>③補助対象経費 (A か B のいずれか小さい方の額) = 円</p> <p>④補助金額 (限度額 第2条1号及び2号 1,000,000 円 第2条3号 500,000 円) 補助対象経費(③) 円 × 1 / 2 = 円 (1,000 円未満切捨て)</p>

備考

- 1 空家の除却工事費は、次の各号に掲げる経費とする。
 - (1) 空家の解体に要する工事費
 - (2) 空家の解体により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費
 - (3) 周囲への安全を確保する上で、空家の解体及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に要する経費
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、空家の解体に要する諸経費
- 2 家財道具、車両、門、塀及び立木等の除却に要する費用は、空家の除却工事費に含まない。

様式第7号（第9条関係）

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

会津美里町長

住 所
補助対象者 氏 名 ⑩
電話番号
住 所
地元行政区代表者 氏 名 ⑩
電話番号

会津美里町空家等除却推進事業補助金に係る
地元行政区等との除却後の跡地利用に関する協議書

記

空家等所在地	会津美里町
跡地利用期間	事業完了の日から10年間
跡地利用方法	<input type="checkbox"/> 雪捨て場（冬季以外は地区住民の公的な駐車場） <input type="checkbox"/> その他 （ ）

※補助対象者、地元行政区代表者がそれぞれ1枚ずつ協議書を保管するものとする。

※除却後の跡地の維持管理については、補助対象者で行うこと。

様式第8号（第9条関係）

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

会津美里町長

住 所

土地所有者 氏 名 印

電話番号

会津美里町空家等除却推進事業補助金に係る除却後の土地に関する同意書

記

下記所在地に存する空き家を除却するにあたり、次の事項について同意します。

空家等所在地	会津美里町
--------	-------

- 除却後の敷地を、事業完了の日から別表に定める期間以内に譲渡又は譲与しないこと。
- 除却後の敷地を、事業完了の日から別表に定める期間、地域活性化の為に地元行政区等へ無償貸与すること。
- 除却後は、固定資産税の住宅用地特例（1/6等に減額）が解除されること。

別表

区分	年数
特定空家等	指定なし
不良住宅	指定なし
空家住宅等	10年間

様式第9号(第10条関係)

様式第9号(第10条関係)

会津美里町指令 第 号

住所又は所在地
補助事業者等 名称
氏名又は代表者の氏名

会津美里町空家等除却推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、会津美里町空家等除却推進事業補助金については、会津美里町空家等除却推進事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり通知する。

年 月 日

会津美里町長 印

記

- 1 交付金額 円
- 2 支払方法 指定口座振込
- 3 交付条件
 - (1) この補助金は、会津美里町空家等除却推進事業以外の経費に使用してはならないこと。
 - (2) 事業を中止し、又は事業の内容を変更する場合は、直ちにその旨を報告すること。
 - (3) 事業を完了したときは、速やかに報告すること。
(完了の日から30日以内)
- 4 この処分について不服がある場合は、この通知を受領した日から起算して、町長が別に定める日までに申請の取下げをすることができます。

様式第10号 (第13条関係)

様式第 10 号(第 13 条関係)

会津美里町空家等除却推進事業実績報告書

年 月 日

会津美里町長

住 所
補助事業者 氏 名
電話番号

年度会津美里町空家等除却推進事業を実施したので、会津美里町空家等除却推進事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

空家等の所在地	会津美里町
空家等の所有者	住 所 氏 名
補助金交付 決定通知番号	年 月 日付け 会津美里町指令 第 号
交付決定額	円
措置完了日	年 月 日
収支決算書	別紙1

添付書類

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事状況写真(施工前、工事施工状況及び施行完了後の撮影年月日が記載されているもの)
- (3) 領収書の写し
- (4) 工事請求書の写し(内訳明細の付いたもの)
- (5) 産業廃棄物等の処分状況が確認できる書類

別紙 1

収支決算書

1. 収入

単位：円

項目	本年度予算額	本年度収入済額	比較	摘 要
補助金				
自己資金				
合 計				

2. 支出

単位：円

項目	本年度予算額		本年度支出済額		比較	摘 要
		うち町補助 対象事業費		うち町補助 対象事業費		
解体処分						
合 計						

様

会津美里町長



会津美里町空家等除却推進事業補助金交付決定(全部・一部)取消通知書

年 月 日付け会津美里町指令 第 号により通知した補助金の交付決定について、会津美里町空家等除却推進事業補助金交付要綱第16条第2項の規定により、下記のとおり補助金の交付決定の(全部・一部)を取り消すこととするので通知します。

既 交 付 決 定 額	円 ①
今回取消金額(全部・一部)	円 ②
取消後の補助金交付決定額	円 ①－②
取 消 理 由	

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、会津美里町長(以下「町長」という。)に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、会津美里町(町長が被告の代表者となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第12号 (第17条関係)
様式第 12 号(第 17 条関係)

第 年 月 日 号

住 所
氏 名 様

会津美里町長

印

会津美里町空家等除却推進事業補助金返還命令書

年 月 日付け会津美里町指令 第 号で交付決定した会津美里町空家等除却推進事業補助金について、次のとおり返還を命じます。

返 還 す べ き 金 額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返 還 を 命 ず る 理 由	
返 還 方 法	

補 助 金 の 交 付 年 度	年度
空 家 等 の 所 在 地	会津美里町
空 家 等 の 所 有 者	住所 氏名
補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
補 助 金 の 交 付 確 定 額	円
補 助 金 の 既 交 付 額	円